

(3)病院歯科の機能評価について、専門的な歯科診療機能を有する病院としての機能を明確化する観点から、地域歯科診療支援病院の施設基準を見直し、適切な機能評価を行う。

高齢社会の進行にともない全身管理下での歯科治療、歯科診療所との地域連携など病院歯科の役割はこれまで以上に重要となっているが、病院歯科は減少している。

(4)歯科診療における患者への文書による情報提供の在り方について、診療報酬改定結果検証部会の検証結果等を踏まえ、算定要件とされる項目、情報提供を行う頻度、提供される情報の内容等について検討を加え、必要な見直しを行う。

患者への文書による情報提供の在り方について、算定要件の項目、情報提供の頻度、提供される情報の内容などの見直しを検討されている。

一律の文書提供を算定要件にしないのであれば評価できるが、文書提供を別途評価する観点がないと事務負担の実態に見合った評価にならない。画一的に一律の文書提供を義務化した結果、中医協の特別調査でも歯科医師は文書作成に多くの時間が割かれたため「実際の治療を行う時間が減

て」から算定要件にする必要はない。

(5)患者にとって安心・安全な歯科医療を提供する観点から、歯科医療の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備に向けた取組を評価する。

歯科医療の特性に応じた評価することは良いが、十分な手当てがないと、体制整備のコストを医療機関に一方的に負わせることになる。

5項目の要件が検討されているが、歯科医療現場の実態を無視した要件である。

歯科用吸引装置は1台50万円以上、タービン、エンジンで10万円強の費用がかかることも勘

(6)歯科診療報酬体系の簡素化を図る観点から、以下の措置を講ずる。

①一つの治療技術として定着している関連性・共通性の高い複数の技術について、一体的に再評価を行う。

②医科診療報酬における見直しと同様に対応が求められる技術について、必要な評価の見直しを行う。

③歯科治療上の重要度、難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえて、既存の歯科医療技術の評価の見直しを行うとともに、一部の処置及び手術等に係る技術について、基本診療料において包括的に評価する。

(6)の①について
・一体的な評価とは包括化であり、患者から見

する必要はない。

(6)の③について
・ラバーダム防湿法など処置・手術に係る技術を基本診療料に包括することには反対する。

(6)の③について
・また、過去に基本診療料に包括された技術料も復活すべきである。基礎的技術については、厚労省も小池晃参議院議員の質問主意書への回答で、20数年以上も点数がすえおかれていることを認めている。このような長期のすえおきこそ見直し、出来高払いを堅持すべきである。

評価する。Ⅲ-6オンライン化・IT化の促進について

(1)オンライン請求促進を目的として設定されている電子化加算について、平成20年4月から開始されるオンライン請求義務化の段階実施に対応して、義務化されていない医療機関がオンライン請求を行った場合に限り算定できることとする。

診療報酬の請求方法をオンライン化のために、オンラインによるものに限定せず、紙媒体での請求を今後とも認めること。とりわけ歯科分野では対応が遅れていることに配慮すること。

また、診療報酬請求の

V後期高齢者医療制度における診療報酬について

75歳前後における医療の連続性に配慮し、後期高齢者医療制度における診療報酬の基本的内容については、これまでの老人保健法に基づく診療報酬と同様に、74歳以下の者に対して行われた場合の診療報酬を適用する。また、後期高齢者の心身の特性等に応じて、以下の項目について特別に評価を行うとともに、一部については74歳以下も同様の評価を行う。

後期高齢者医療制度に
おいて、再診療を引き下
げないこと。

V-2在宅医療について

(8)在宅歯科医療を適切に推進するため、以下の措置を講ずる。

①後期高齢者の在宅又は社会福祉施設等における療養生活を歯科医療面から支援する機能を有する歯科診療所を評価する。

②後期高齢者の口腔機能の維持・管理を含めた継続的な口腔管理を評価する。

③適切な歯科訪問診療を提供する観点から、歯科疾患の急性症状等の発症時等に即応できる環境整備を評価するとともに、歯科診療所の在宅歯科診療を後方支援する病院歯科との連携についても評価する。

療養生活を歯科医療面から支援する機能を有す
止しないこと。また、フ
イルム代は適正な価格で

Ⅲ-4医療安全の推進と新しい技術等の評価について

(5)画像のデジタル化処理を推進する目的で設けられた加算について、技術の普及により本来の役割を終えたと考えられることから、廃止すべきという意見がある一方で、診療所や中小病院を中心として、なお必要があり存続すべきという意見があった。

画像診断におけるデジタル影
像処理加算を廃

その他の意見

意見の募集期間について
募集期間が短く、より
良い診療報酬体系を検討
する時間が確保されてい
ない。診療報酬改定の実
施にあたっては、医療機
関に対する改定内容の周
知が十分行えるよう、少
なくとも周知期間を1月
以上設けるべきである。
通知について
「診療報酬の算定方法
の制定等に伴う実施上の
留意事項について」の通
知発出にあたっては、平
成18年改定では遅れや誤
りから医療現場で大混乱

を来したことをふま
え、中医協において通知
内容を確認し、迅速に行
うこと。

る歯科診療所について、
具体的内容を明示すべき
である。
口腔機能の維持・管理
を含めた継続的な口腔管
理の評価について、歯科
受診のフリーアクセスを
保障するとともに、歯や
口腔機能の維持が後期高
齢者の健康や療養にはた
す役割を評価し、きめ細
かい治療と指導管理が行
える評価にすべきであ
る。

安全で安心できる歯科医療環境の整備に向けた総合的な取組の例（イメージ図）

